

住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

平成18年1月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の要件を満たす耐震改修工事を行った住宅は、当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

対象家屋	<ul style="list-style-type: none">昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること。マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。併用住宅などの場合、住宅部分の割合が2分の1以上。
減額要件	以下の要件をすべて満たす工事 <ul style="list-style-type: none">改修後の住宅が現行の耐震基準に適合すること。当該耐震改修工事に要した費用の合計が50万円を超えるものであること。
減額の内容	工事完了時の翌年度分の当該家屋の固定資産税額を2分の1減額します。(1戸あたり120㎡相当分までを減額) ※平成30年4月1日以降に改修工事が完了し、改修により認定長期優良住宅となった場合は、3分の2減額します。
その他	<ul style="list-style-type: none">バリアフリー改修、省エネ改修等、その他の減額制度とは同時に適用できません。小郡市内には通行障害既存耐震不適格建築物の該当はありません。

【減額を受ける手続き】

改修工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	<ol style="list-style-type: none">耐震改修工事に伴う固定資産税減額申告書現行の耐震基準に適合していることの証明 (建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等が発行する耐震基準適合証明書)耐震改修に要した費用を証明できる書類(領収書の写し)平成30年4月1日以降に改修工事が完了し、改修により認定長期優良住宅となった場合は、長期優良住宅の認定通知書の写し
-------	---

※必要に応じて、工事内容等が確認できる書類を提出していただく場合があります。

【問い合わせ先】

小郡市役所税務課資産税係

〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1 Tel0942-72-2111 (内線 123)